

様式第 2 号(第 5 条関係)

補助金返還についての誓約書

神河町若者世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、補助金の返還が生じた際は、遅滞なく全額を返還します。

下記のいずれかに該当するときは、補助金返還又は取消しの対象となります。

1. 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
2. 住宅取得後、入居しないとき。
3. 婚姻予定者が、住宅取得後 6 か月以内に婚姻しないとき。
4. 補助金の交付を受けた日から起算して 10 年を経過する日までの間に交付対象である住宅の取壊し、貸与、売渡しその他理由により居住しなくなったとき。
5. 補助金の交付を受けた日から起算して 10 年を経過する日までの間に交付対象である住宅を他の用途に変更したことによって、補助対象となった住宅部分に変更が生じたとき。

年 月 日

神河町長 様

(申請者)

住所

氏名

上記申請者が債務を弁済できないときは、申請者に代わって債務を負うことを誓約します。

(連帯保証人)

住所

氏名

⑨ (実印)

連帯保証人の極度額については 190 万とする。